

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-50029

(P2007-50029A)

(43) 公開日 平成19年3月1日(2007.3.1)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
A63F 5/04 (2006.01)	A63F 5/04 512C	
	A63F 5/04 512B	
	A63F 5/04 512Z	

審査請求 有 請求項の数 3 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2005-235305 (P2005-235305)	(71) 出願人	390031772 株式会社オリンピア
(22) 出願日	平成17年8月15日 (2005.8.15)	(74) 代理人	100118315 弁理士 黒田 博道
		(72) 発明者	坂中 隆之 東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア内

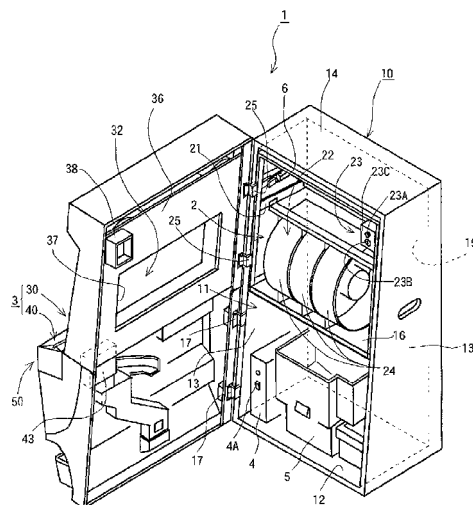
(54) 【発明の名称】 遊技機

(57) 【要約】

【課題】設定変更作業の作業性を損なうことなく、設定変更スイッチへの不正操作を防止できる遊技機の提供。

【解決手段】本体キャビネット10側に設けた設定変更操作の押しボタンスイッチ23A に応じて、上部前扉30の裏面にスイッチカバー38を設け、上部前扉30を閉鎖状態にすると、スイッチカバー38で押しボタンスイッチ23A が隠蔽されるようにし、これにより、上部前扉30の隙間から差し込まれる細長い器具による押しボタンスイッチ23A の不正操作を未然に防止する。ここで、上部前扉30を開けば、スイッチカバー38が押しボタンスイッチ23A から離れ、上部前扉30の開放後、直ぐに設定変更作業が行えるので、設定変更作業の作業性が何ら損なわれない。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

遊技における当選確率の設定を変更する設定変更機能を備えている遊技機であって、前面開口を備えた筐体の内部に、当選確率の設定変更操作を行うために、前面を向くように設けられた設定変更スイッチと、

前記筐体の前面開口を開閉するために、前記筐体に回動可能に設けられた前扉と、前記設定変更スイッチの設けられる位置に応じて前記前扉の裏面に設けられるとともに、前記筐体の背面に向かって開口する筒状に形成されたスイッチカバーとを備え、前記前扉を閉鎖状態にすると、前記スイッチカバーが前記設定変更スイッチをその内部に隠蔽するものとなっていることを特徴とする遊技機。

10

【請求項 2】

前記設定変更スイッチと、この設定変更スイッチによる設定変更操作を有効なものにするための設定変更キーが差し込まれる鍵穴とが配置された操作パネルを有する設定変更ユニットが前記筐体の内部に設けられ、前記前扉を閉鎖状態にすると、前記スイッチカバーが操作パネルを隠蔽し、前記設定変更スイッチ及び前記鍵穴を内部に収容するものとなっていることを特徴とする請求項 1 記載の遊技機。

【請求項 3】

前記前扉の裏面を覆うバリアカバーが設けられ、前記スイッチカバーは、前記筐体の背面へ向かって突出する筒状の部位として前記バリアカバーに一体成形されたものであることを特徴とする請求項 1 又は 2 記載の遊技機。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、スロットマシン等の回胴式遊技機を含む遊技機に関し、詳しくは、遊技における当選確率の設定を変更する設定変更機能を備えている遊技機に関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、人々に娯楽を提供するために、スロットマシン等の様々な遊技機が利用されている。例えば、スロットマシンは、複数種類の図柄が記されるとともに回転駆動可能に設けられた複数の回転リールを備えたものであり、複数の回転リールに設けられた複数種類の図柄を所定の組合せに揃えるゲームを遊技者に行わせ、これにより、娯楽を提供するものとなっている。

30

また、スロットマシン等の遊技機には、当該遊技機を構成する電気部品に電力を供給するために電源装置が設けられている。この電源装置の前面には、遊技における当選確率等の設定を変更する等の操作を行うための各種設定変更スイッチが配置された操作パネルが形成されている。そして、電源装置は、前面の操作パネルを遊技機の前方向に向けた状態で、遊技機の筐体内部における所定の位置に固定される。これにより、筐体の前面開口を開閉する前扉を開けば、電源装置の各種設定変更スイッチを容易に操作できるというメリットが得られるようになっている。

【0003】

40

この際、電源装置の操作パネルを遊技機の前方向に向けて、当該電源装置を筐体内部に固定した場合、各種設定変更スイッチの操作性を良好なものにすることができるが、ゴト師と呼ばれる不正行為者によって前扉の隙間から筐体内に針金等の細長い器具が差し込まれ、この細長い器具により不正に操作される場合には、このような不正操作に対して設定変更スイッチが無防備になってしまう、という問題がある。

この問題を解決するために、電源装置の操作パネルを覆い、操作パネルに設けられた各種設定変更スイッチを内部に隠蔽してしまうカバーを設け、このカバーで細長い器具による設定変更スイッチへの不正操作を防止するようにした遊技機が知られている（例えば、特許文献 1 参照）。

【特許文献 1】特開 2005 - 13509 号（図 2）

50

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

前述のような遊技機では、当選確率等の設定を変更する設定変更作業を行うにあたり、遊技機の前扉を開けて、さらに、電源装置のカバーを開かなければ、電源装置の操作パネルに設けられた各種設定変更スイッチを操作することができないので、設定変更作業の作業性を損なう、という問題があり、ひいては、多数の遊技機が設置された遊技場等においては、多数の遊技機について設定変更を一斉に行う際、設定変更作業を著しく面倒にする、という問題を生じさせる。

そこで、各請求項にそれぞれ記載された各発明は、上記した従来技術の有する問題点に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、設定変更作業の作業性を損なうことなく、設定変更スイッチへの不正操作を防止できる遊技機を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0005】

各請求項にそれぞれ記載された各発明は、前述の目的を達成するためになされたものである。以下に、各発明の特徴点を、図面に示した発明の実施の形態を用いて説明する。

なお、符号は、発明の実施の形態において用いた符号を示し、本発明の技術的範囲を限定するものではない。

(請求項1)

(特徴点)

請求項1記載の発明は、次の点を特徴とする。

すなわち、請求項1に記載された発明は、遊技における当選確率の設定を変更する設定変更機能を備えている遊技機(1)であって、前面開口(11)を備えた筐体(10)の内部に、当選確率の設定変更操作を行うために、前面を向くように設けられた設定変更スイッチ(23A)と、前記筐体(10)の前面開口(11)を開閉するために、前記筐体(10)に回動可能に設けられた前扉(30, 40)と、前記設定変更スイッチ(23A)の設けられる位置に応じて前記前扉(30, 40)の裏面に設けられるとともに、前記筐体(10)の背面に向かって開口する筒状に形成されたスイッチカバー(38)とを備え、前記前扉(30, 40)を閉鎖状態にすると、前記スイッチカバー(38)が前記設定変更スイッチ(23A)をその内部に隠蔽するものとなっていることを特徴とする。

【0006】

(請求項2)

(特徴点)

請求項2記載の発明は、前述した請求項1に記載の発明において、次の特徴点を備えているものである。

すなわち、請求項2記載の発明は、前記設定変更スイッチ(23A)と、この設定変更スイッチ(23A)による設定変更操作を有効なものにするための設定変更キーが差し込まれる鍵穴(23B)とが配置された操作パネル(23C)を有する設定変更ユニット(23)が前記筐体(10)の内部に設けられ、前記前扉(30, 40)を閉鎖状態にすると、前記スイッチカバー(38)が操作パネル(23C)を隠蔽し、前記設定変更スイッチ(23A)及び前記鍵穴(23B)を内部に収容するものとなっていることを特徴とする。

【0007】

(請求項3)

(特徴点)

請求項3記載の発明は、前述した請求項1又は2記載の発明において、次の特徴点を備えているものである。

すなわち、請求項3記載の発明は、前記前扉(30, 40)の裏面を覆うバリアカバー(36)が設けられ、前記スイッチカバー(38)は、前記筐体(10)の背面へ向かって突出する筒状の部位として前記バリアカバー(36)に一体成形されたものであることを特徴とする。

【発明の効果】

10

20

30

40

50

【0008】

(請求項1の効果)

以上のように構成されている本発明は、以下に記載されるような効果を奏する。

すなわち、請求項1記載の発明によれば、設定変更スイッチに応じて前扉の裏面にスイッチカバーを設け、前扉を閉鎖状態にすると、スイッチカバーで設定変更スイッチが隠蔽されるようにしたので、前扉を閉じて、スイッチカバーで設定変更スイッチを隠蔽すれば、前扉の隙間から筐体内に針金等の細長い器具が差し込まれても、この細長い器具で設定変更スイッチを操作することが不可能となる。また、スイッチカバーの筒状先端が設定変更スイッチの前面よりも筐体の奥方に達するようにすれば、前扉を僅かに開けた状態でも、スイッチカバーが設定変更スイッチを隠蔽したままとなるので、この状態において、設定変更スイッチを操作することも不可能となる。これにより、設定変更スイッチの不正操作が未然に防止され、防犯上の効果を向上することができる。

10

【0009】

一方、前扉を開けば、スイッチカバーが設定変更スイッチから離れ、設定変更スイッチが遊技機の前面を向いて露出した状態となるので、設定変更作業を行うにあたり、前扉を開けば、直ぐに設定変更作業が行え、スイッチカバーを別途開放する等の操作が増えることがなく、設定変更作業の作業性が何ら損なわれることがない。このため、多数の遊技機が設置された遊技場等において、多数の遊技機について設定変更を一斉に行うにあたり、設定変更作業が著しく面倒になることがない。

(請求項2の効果)

請求項2記載の発明によれば、上記した請求項1記載の発明の効果に加え、次のような効果を奏する。

20

【0010】

すなわち、請求項2記載の発明によれば、設定変更スイッチと、設定変更キーが差し込まれる鍵穴とを備えた設定変更ユニットを設けたので、電源装置から離れた位置に設定変更ユニットを配置でき、これにより、電源装置の電源スイッチと、設定変更スイッチ及び鍵穴とを離隔して配置することができ、前扉の隙間から筐体内に差し込まれた細長い器具で、電源スイッチ、設定変更スイッチ、及び、鍵穴の三者すべてを操作することがより一層困難となり、不正な設定変更操作を確実に防止することができ、防犯上の効果を確実に向上することができる。

30

しかも、前扉を閉じた状態にすると、スイッチカバーが設定変更スイッチ及び鍵穴の両方を内部に収容するようにしたので、細長い器具で押しボタンスイッチ及び鍵穴を不正に操作することがより一層困難となり、この点からも、不正な設定変更操作を確実に防止することができ、防犯上の効果をより一層向上することができる。

【0011】

(請求項3の効果)

請求項3記載の発明によれば、上記した請求項1又は2記載の発明の効果に加え、次のような効果を奏する。

すなわち、請求項3記載の発明によれば、前扉の裏面にスイッチカバーを設けるにあたり、前扉の裏面における設定変更スイッチと対応する位置には、前扉側の構造上等の理由により、スイッチカバーを取り付けるための部位や取り付け代を設置することができなくとも、バリアカバーは、スイッチカバーに比べて著しく面積を大きく設定できるので、バリアカバーの面積を充分確保することにより、前扉の裏面における設置不能位置を避けて、取り付け代等を確保できるようになり、これにより、筐体側のみの都合で設定変更スイッチの位置を決めたために、前扉の裏面における都合の悪い位置にスイッチカバーが位置することとなっても、前扉の裏面にスイッチカバーを確実に設けることができる。

40

【発明を実施するための最良の形態】

【0012】

以下に、本発明を実施するための最良の形態である一実施形態について、図面に基づいて説明する。

50

(図面の説明)

図 1 ~ 図 4 は、本発明の一実施形態を示すものである。図 1 は、本実施形態に係る遊技機であるスロットマシンの全体を示す正面図、図 2 は、本実施形態に係るスロットマシンを示す前扉開放状態の斜視図、図 3 は、本実施形態に係るスロットマシンを示す一部分解状態の斜視図、図 4 は、本実施形態の要部を示す拡大断面図である。

本実施形態に係るスロットマシン 1 は、図 1 及び図 2 に示すように、スロットマシン 1 の筐体として筐状に形成されるとともに、前面開口となる開口部 11 を前面側に有する本体キャビネット 10 と、この本体キャビネット 10 の内部に着脱自在に設けられる後述する交換ユニット 2 と、本体キャビネット 10 の開口部 11 を開閉するために、本体キャビネット 10 に回動可能に設けられた前扉 3 とを備えたものとなっている。

10

【 0 0 1 3 】

このうち、前扉 3 は、開口部 11 の上半分を開閉可能に塞ぐ上部前扉 30 と、開口部 11 の下半分を開閉可能に塞ぐ下部前扉 40 とに分割され、上部前扉 30 を閉じた状態にしたまま、下部前扉 40 のみを開閉操作することができるようになっている。

(本体キャビネット 10)

本体キャビネット 10 は、図 2 の如く、底部に配置された底板 12、両側に配置された一对の側板 13、頂部に配置された天板 14 及び背側に配置された背板 15 を有する筐体である。本体キャビネット 10 の高さ方向における略中央部分には、一对の側板 13 の間に水平に架け渡された中板 16 が設けられている。そして、この中板 16 の下方には、電源装置 4 及びホッパーユニット 5 が配置されている。

20

【 0 0 1 4 】

ここで、電源装置 4 は、スロットマシン 1 の全体に電力を供給するものである。この電源装置 4 の前面には、スロットマシン 1 への電力供給を入り切りする操作を行うための電源スイッチ 4A が設けられている。

また、電源装置 4 及びホッパーユニット 5 は、異なる交換ユニット 2 に対しても共通に利用できるものである。換言すれば、交換ユニット 2 を他の種類の交換ユニット 2 に交換するにあたり、電源装置 4 及びホッパーユニット 5 は、別のものへの交換が不要となっている。

(交換ユニット 2)

交換ユニット 2 は、種々の部品を設置あるいは固定するための支持体としての枠体 21 と、この本体キャビネット 10 の内部に固定されたリールユニット 22 と、各種の電子回路が形成されている図示しない基板ユニットと、遊技における当選確率の設定を変更するための設定変更ユニット 23 とを備えたものである。

30

【 0 0 1 5 】

リールユニット 22 は、周囲に複数の図柄を表示した複数の回転リール 24 と、これらの回転リール 24 を回転駆動する図示しない駆動モータとを有している。

設定変更ユニット 23 は、電源装置 4 等の装置から独立して設けられたユニットとなっている。この設定変更ユニット 23 には、当選確率の設定を変更するために操作される設定変更スイッチとしての押しボタンスイッチ 23A と、この押しボタンスイッチ 23A による設定変更操作を有効なものにする設定変更キーが差し込まれる鍵穴 23B と、これらの押しボタンスイッチ 23A 及び鍵穴 23B が配置された操作パネル 23C とが設けられている。

40

ここで、設定変更ユニット 23 は、押しボタンスイッチ 23A が本体キャビネット 10 の内部において前面を向くように、その操作パネル 23C が本体キャビネット 10 の前面を向いた状態で枠体 21 に取り付けられている。

【 0 0 1 6 】

また、設定変更ユニット 23 は、独立したユニットであることから、本体キャビネット 10 の前面に設けられた開口部 11 の周縁近傍等、任意の位置に配置することが可能となっており、ここでは、開閉のため揺動する上部前扉 30 の揺動先端側に対応させて、本体キャビネット 10 の開口部 11 の図 2 中右方に位置する周縁部分に配置されている。これにより、設定変更ユニット 23 の操作に要する上部前扉 30 の開度が最小限となっている。

50

なお、前述の基板ユニットには、スロットマシン1の遊技動作等を制御するための主基板と、各種演出を行うための副基板とが設けられている。

また、本体キャビネット10に設けられた各側板13の内側の面には、交換ユニット2の枠体21に係止可能な固定金具6が設けられている。交換ユニット2は、本体キャビネット10の中板16の上に載置され、この状態で固定金具6に係止されることにより、本体キャビネット10の内部に収納・固定されている。

【0017】

そして、固定金具6は、所定の操作が行われることにより、交換ユニット2に対する係止を解除するようになっている。交換ユニット2は、固定金具6による係止が解除されると、本体キャビネット10から取り外して分離することが可能となっている。

10

また、交換ユニット2の枠体21には、上部前扉30を回動自在に支持する回動支持部25が設けられている。これにより、交換ユニット2は、上部前扉30が装着された状態で、本体キャビネット10に対して着脱することが可能となっている。

(下部前扉40)

下部前扉40は、図2に示すように、本体キャビネット10の図2中左方に配置された側板13に設けられた回動支持部17により、一端縁側が回動自在に支持され、且つ、他端縁側が図示しない施錠機構によりロック可能となった扉体である。

【0018】

また、下部前扉40は、その奥行き寸法、換言すると、厚さが上部前扉30よりも大きくされ、これにより、前面が上部前扉30の前面よりも前方に迫り出している。このため、下部前扉40の上面は、上部前扉30の前面から水平に突出した略水平面となっている。この下部前扉40の上面近傍の部分が、スロットマシン1の遊技操作を行うための操作部50となっている。

20

図1に戻って、操作部50には、図1中右側から、下部前扉40の施錠を行う鍵が差し込まれる鍵穴51と、遊技用メダルが投入されるメダル投入口52と、回転リール24の回転を停止させるストップスイッチ53と、メダル投入口52に投入されたメダルのうち該ゲームに賭けるメダルの枚数を設定するためのベットスイッチ54と、回転リール24の回転を開始させるスタートスイッチ55とが設けられている。

【0019】

操作部50の下方には、文字及び図の少なくとも一方からなる標章、例えば、スロットマシン1の機種名を鮮明に表示するための下パネル60が設けられている。この下パネル60の裏側には、下パネル60を後方から照らす図示しないバックライト装置が設けられている。さらに、下パネル60の下方には、払い出されたメダルを溜めておくためのメダル受け42が設けられている。

30

また、下部前扉40の裏面には、図2の如く、メダル投入口52に投入されたメダルを誘導しながらメダルの真贋を判定するためのメダルセクタ43が設けられている。

(上部前扉30)

上部前扉30は、図2に示すように、前述した枠体21に設けられた回動支持部25により、一端縁側が回動自在に支持され、且つ、他端縁側が図示しない施錠機構によりロック可能となった扉体である。

40

【0020】

また、上部前扉30の略中央部には、図1及び図2に示すように、回転リール24の図柄を遊技者に見せるための図柄表示窓32が設けられている。

この図柄表示窓32の上方には、図1の如く、当該図柄表示窓32の上方を被さるように逆U字形に延びる装飾照明部33が設けられる一方、図柄表示窓32の下方には、種々の表示を行うための表示装置34が設けられている。

このうち、装飾照明部33は、白熱ランプや発光ダイオード等の各種の光源を含んで構成され、入賞の告知や演出等のために光源を点灯あるいは点滅されるものとなっている。

なお、本実施形態では、表示装置34として、7セグメントの発光ダイオードを備え、数字の表示が可能となった表示装置が採用されているが、表示面積が充分確保できる場合に

50

は、数字や文字だけでなく、画像の表示までもが可能となった液晶パネルやC R Tを利用した表示装置も採用できる。

【0021】

上部前扉30の上方左右の角隅近傍には、種々の音声を出力するためのスピーカ35が設けられている。

ここで、上部前扉30の裏面には、図2及び図3に示すように、当該裏面の図柄表示窓32以外のほぼ全体を覆おうバリアカバー36が設けられている。

すなわち、上部前扉30は、正面形状が長方形に形成された筒状枠材の前面に、図柄表示窓32を備えた平板状の前面パネルを嵌め込むことにより形成された略筐状のものである。この略箱状に形成された上部前扉30の内部には、装飾照明部33及び表示装置34等の装置や器具が配置され、その背面がバリアカバー36に覆われている。

10

【0022】

バリアカバー36は、上部前扉30の正面形状に応じた平面形状を有するパネル状部材であり、その略中央部に、図柄表示窓32に応じた窓部37が開口され、上部前扉30の背面に着脱可能となっている。

バリアカバー36の前面には、開口としての図柄表示窓32に嵌め込まれる透明部材、並びに、装飾照明部33及び表示装置34等の装置や器具が取り付けられている。

また、バリアカバー36の本体キャビネット10の背板15と対向する面には、本体キャビネット10側に設けられた設定変更ユニット23に応じて形成されたスイッチカバー38が設けられている。換言すると、スイッチカバー38は、本体キャビネット10側に設けられた設定変更スイッチである押しボタンスイッチ23Aに応じて上部前扉30の裏面に設けられたものとなっている。

20

【0023】

より詳しく説明すると、スイッチカバー38は、本体キャビネット10の背面、換言すると、背板15へ向かって突出する筒状の部位であり、バリアカバー36に一体成形されたものである。そして、スイッチカバー38の上部前扉30の裏面における位置は、本体キャビネット10側に設けられた設定変更ユニット23に応じた位置となっている。

また、筒状のスイッチカバー38は、本体キャビネット10の背面に向かって開口されている。換言すると、スイッチカバー38は、本体キャビネット10の背板15側の一端が開口され、反対側の他端が閉鎖された部位となっている。

30

さらに、スイッチカバー38は、本体キャビネット10側の設定変更ユニット23を内部に隠蔽できるように、設定変更ユニット23の正面形状に応じた形状及びサイズを有するものとなっている。

【0024】

これにより、上部前扉30を閉鎖状態にすると、スイッチカバー38が押しボタンスイッチ23Aとともに、設定変更ユニット23の操作パネル23Cの前面全体を内部に隠蔽するものとなっている。

また、図4に示すように、バリアカバー36の本体キャビネット10の背板15と対向する面から突出するスイッチカバー38の筒状先端38Aは、設定変更ユニット23の前面である操作パネル23Cの表面よりも、本体キャビネット10の奥方に達する位置まで延びている。これにより、上部前扉30を僅かに開けた状態でも、スイッチカバー38が設定変更ユニット23の押しボタンスイッチ23A及び鍵穴23Bを隠蔽したままとなり、設定変更ユニット23の前面である操作パネル23Cが露出しないようになっている。

40

【0025】

以上において、本体キャビネット10側に設けられる設定変更ユニット23の取付位置は、設定変更ユニット23が独立したユニットであるため、本体キャビネット10の前面における様々な位置が想定される。

バリアカバー36は、設定変更ユニット23の複数想定される設置位置の各々に対応するように、スイッチカバー38の位置が互いに相違する複数種類のバリアカバー36が用意されている。そして、バリアカバー36は、上部前扉30の背面に着脱可能となっているので、設定

50

変更ユニット23の設置位置が変更となっても、バリアカバー36を交換するだけで、スイッチカバー38の設置位置を変更でき、設定変更ユニット23の設置位置変更に対応することができるようになっている。

【0026】

前述のような本実施形態によれば、次のような効果が得られる。

すなわち、本体キャビネット10側に設けられた設定変更スイッチとしての押しボタンスイッチ23Aに依りて、上部前扉30の裏面にスイッチカバー38を設け、上部前扉30を閉鎖状態にすると、スイッチカバー38で押しボタンスイッチ23Aが隠蔽されるようにしたので、上部前扉30を閉じて、スイッチカバー38で押しボタンスイッチ23Aを隠蔽すれば、上部前扉30の隙間から本体キャビネット10内に針金等の細長い器具が差し込まれても、この細長い器具で押しボタンスイッチ23Aを操作することが不可能となる。また、上部前扉30を僅かに開けた状態でも、スイッチカバー38が押しボタンスイッチ23Aを隠蔽しているので、この状態において、押しボタンスイッチ23Aを操作することも不可能となる。これにより、押しボタンスイッチ23Aの不正操作が未然に防止され、防犯上の効果を向上することができる。

10

【0027】

一方、上部前扉30を開けば、スイッチカバー38が押しボタンスイッチ23Aから離れ、押しボタンスイッチ23Aがスロットマシン1の前面を向いて露出した状態となるので、設定変更作業を行うにあたり、上部前扉30を開けば、直ぐに設定変更作業が行え、スイッチカバー38を開放する等の操作が増えることがなく、設定変更作業の作業性が何ら損なわれることがない。このため、多数のスロットマシン1が設置された遊技場等において、多数のスロットマシン1について設定変更を一斉に行うにあたり、設定変更作業が著しく面倒になることがない。

20

また、設定変更スイッチとしての押しボタンスイッチ23Aと、設定変更キーが差し込まれる鍵穴23Bとを備えた設定変更ユニット23を設けたので、電源装置4から離れた位置に設定変更ユニット23を配置でき、これにより、電源装置4の電源スイッチ4Aと、押しボタンスイッチ23A及び鍵穴23Bとを離隔して配置することができ、上部前扉30の隙間から本体キャビネット10内に差し込まれた細長い器具で、電源スイッチ4A、押しボタンスイッチ23A、及び、鍵穴23Bの三者すべてを操作することがより一層困難となり、不正な設定変更操作を確実に防止することができ、防犯上の効果を確実に向上することができる。

30

【0028】

そのうえ、設定変更ユニット23を独立したユニットとし、本体キャビネット10の任意の位置に配置することを可能にしたので、開閉のため揺動する上部前扉30の揺動先端側に対応する、本体キャビネット10の開口部11の図2中右側に位置する周縁部分に設定変更ユニット23を配置することができる。これにより、設定変更ユニット23の操作に要する上部前扉30の開度が最小限となり、本体キャビネット10の奥側や、回転支持部25側の周縁部分に設定変更ユニット23を設ける場合に比べて、設定変更操作の操作性を著しく向上することができる。

しかも、上部前扉30を閉じた状態にすると、スイッチカバー38が押しボタンスイッチ23A及び鍵穴23Bの両方を隠蔽するようにしたので、細長い器具で押しボタンスイッチ23A及び鍵穴23Bを不正に操作することがより一層困難となり、この点からも、不正な設定変更操作を確実に防止することができ、防犯上の効果をより一層向上することができる。

40

【0029】

そして、スイッチカバー38の筒状先端38Aを、設定変更ユニット23の前面である操作パネル23Cの表面よりも、本体キャビネット10の奥方に達する位置まで延ばしたので、上部前扉30を僅かに開けた状態でも、スイッチカバー38が設定変更ユニット23の押しボタンスイッチ23A及び鍵穴23Bを隠蔽したままとなり、この点からも、防犯上の効果をより一層向上することができる。

さらに、バリアカバー36として、上部前扉30の裏面の図柄表示窓32以外のほぼ全体を覆おうものを採用するとともに、スイッチカバー38として、バリアカバー36に一体成形され

50

たものを採用したので、上部前扉30の裏面にスイッチカバー38を設けるにあたり、上部前扉30の裏面における設定変更ユニット23と対応する位置には、上部前扉30側の構造上等の理由により、スイッチカバー38を取り付けるための部位や取り付け代を設置することができなくとも、バリアカバー36は、スイッチカバー38に比べて著しく大きな面積を有するので、上部前扉30の裏面における設置不能位置を避けて、取り付け代等を確保できるようになり、これにより、本体キャビネット10側のみの都合で設定変更ユニット23の位置を決めたために、上部前扉30の裏面における都合の悪い位置にスイッチカバー38が位置することとなっても、上部前扉30の裏面にスイッチカバー38を確実に設けることができる。

【0030】

しかも、スイッチカバー38の位置が相違する複数種類のバリアカバー36を用意し、且つ、バリアカバー36を上部前扉30の背面に対して着脱可能としたので、設定変更ユニット23の設置位置が変更となっても、バリアカバー36を交換するだけで、スイッチカバー38の設置位置を変更でき、これにより、スイッチカバー38の設置位置変更に容易に対応することができる。

10

なお、本発明は、前記実施形態に限定されるものではなく、本発明の目的を達成できる範囲における変形及び改良などをも含むものである。

すなわち、スロットマシンとしては、遊技を担当する遊技担当部分が分離・交換可能となった分離型のものに限らず、遊技を担当する遊技担当部分のみの交換が不可能な一体型のスロットマシンでもよい。

【0031】

この際、前扉としては、上部前扉及び下部前扉の二つに分割されているものに限らず、一枚に形成されているものであってもよい。

20

また、設定変更スイッチとしては、押しボタンスイッチに限らず、引っ張って操作するプルスイッチ、揺動操作するトグルスイッチ、及び、回転操作するロータリースイッチ等、他の操作方式スイッチでもよく、設定変更スイッチの形式や構造は、実施にあたり適宜選択することができる。

さらに、遊技機としては、スロットマシンに限らず、当選確率の設定を変更することができる設定変更機能を備えたアーケードゲーム用の遊技機等、他の種類の遊技を行う遊技機でもよく、要するに、本発明は、設定変更機能を備えた遊技機であれば、その種類に関係なく適用できる。

30

【図面の簡単な説明】

【0032】

【図1】本発明の実施の一形態に係る遊技機であるスロットマシン全体を示す正面図である。

【図2】前記実施形態に係るスロットマシンを示す前扉開放状態の斜視図である。

【図3】前記実施形態に係るスロットマシンを示す一部分解状態の斜視図である。

【図4】前記実施形態の要部を示す拡大断面図である。

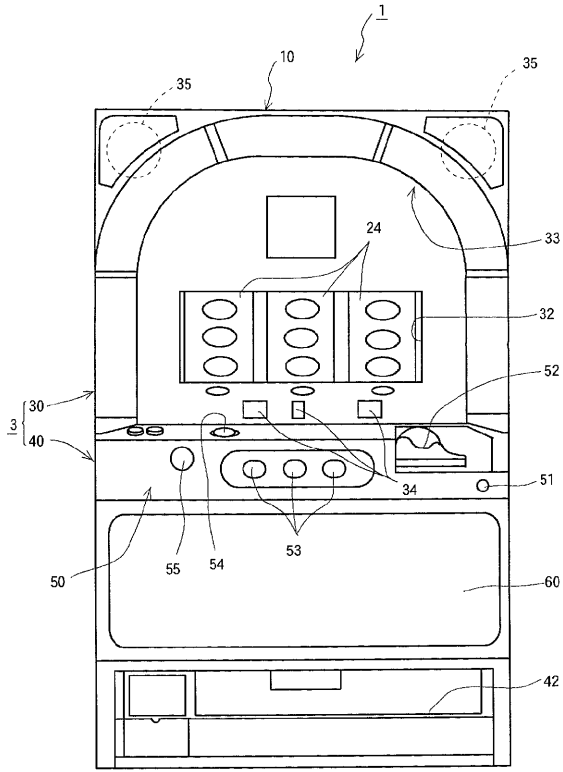
【符号の説明】

【0033】

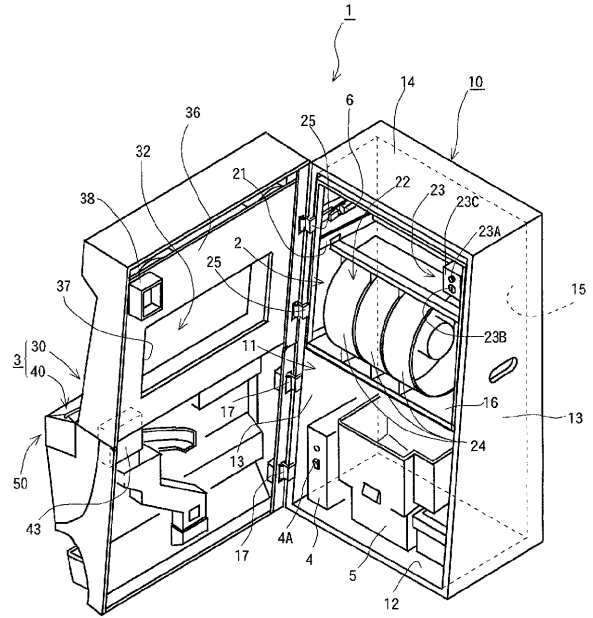
- 1 遊技機としてのスロットマシン
- 10 本体キャビネット
- 23 設定変更ユニット
- 23A 設定変更スイッチとしての押しボタンスイッチ
- 23B 鍵穴
- 23C 操作パネル
- 30 前扉としての上部前扉
- 36 バリアカバー
- 38 スイッチカバー
- 40 前扉としての下部前扉

40

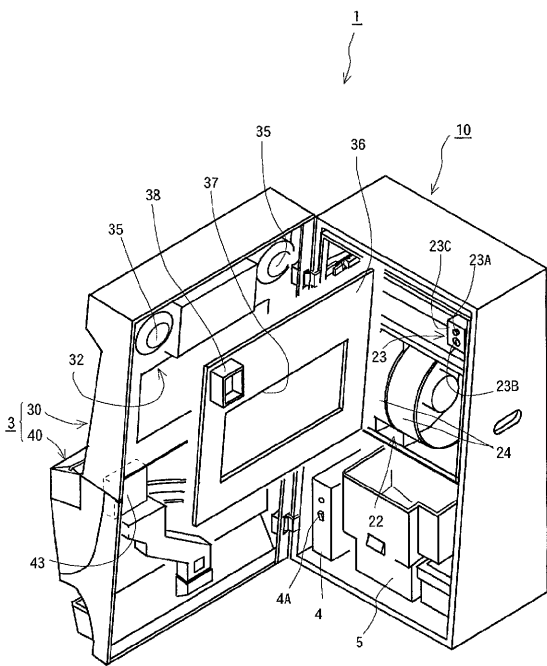
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】

